

ID: 487

担当部署: 風連国民健康保険診療所 事務課 庶務医事係

処分の概要	診療報酬その他料金の徴収		
例規名 根拠条項	名寄市風連国民健康保険診療所診療報酬その他料金徴収条例 第1条		
例規番号	平成18年条例第211号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 名寄市風連国民健康保険診療所診療報酬その他料金は、この条例の定めるところにより徴収する。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文、第2条及び第3条の規定による。</p> <p>(診療報酬の額)</p> <p>第2条 診療報酬のうち、健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）その他の法令（以下「保険法令」という。）の規定の適用を受ける者の診療に係る料金は、保険法令に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。</p> <p>(文書料)</p> <p>第3条 文書料は、別表に定める額(料金の算出において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日